

会社法

法令名を明記していない規定は、会社法の規定です。

第1編 総則

第1章 通則

2条 (定義)

◆NO.1

- 譲渡制限株式と譲渡制限株式でない種類の株式をともに発行する種類株式発行会社は、公開会社ではない。【H23 I-5イ】
 - × 「公開会社」とは、その発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社（2条5号）。つまり、定款に全部または一部に譲渡制限の定めがない株式会社。種類株式発行会社は「一部」の場合（108条1項4号）なので、公開会社。

◆NO.2

- 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が4億円であり、負債の部に計上した額の合計額が200億円である株式会社は、大会社である。【H25 I-2イ】
 - 「大会社」とは、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上、または、負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社（2条6号）。よって、負債の額が200億円の株式会社は、（資本金の額が4億円であっても）「大会社」。

3条 (法人格)

◆NO.3

- 会社は法人であり、その名において権利を有し義務を負うので、株主または社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うことはない。【H19-4ア】
 - × 会社は法人なので（3条）、会社の債務について会社債権者に責任を負うのは原則として会社である。しかし、合名・合資会社では、社員が会社の債務について直接に責任を負うことがある（580条）。つまり、合名・合資会社の法人性は徹底されていない。また、合同・株式会社でも法人格否認の法理（最判昭44・2・27）によって社員・株主が責任を負う場合がありうる。

◆NO.4

- 最高裁判所の判例は、株式会社と株主個人の間において業務および財産に継続的混同があるときには、会社の法人としての存在を全面的に否定し、会社法人格の背後にある個人をとらえてその責任を問う法人格否認の法理を認めている。【H19-4オ】
 - × 最高裁判例は、株式会社と株主個人の間において業務および財産に継続的混同があるときには、会社の法人としての存在を「全面的に」否定するのではなく、特定の事案に限って一時的に否定し、会社法人格の背後にある個人をとらえてその責任を問う法人格否認の法理を認める（最判昭44・2・27）。

◆NO.5

- 会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするのが判例である。【H19-4エ】
 - 最高裁判例は、会社が政治資金の寄附をすることができるかが争われた事案において「会社は定款に定められた目的の範囲内において権能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に局限されるものではなく、その目的を遂行するうに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれるものと解するのを相当とする。そして、必要なりや否や、当該行為が目的遂行上現実に必要なものであったかどうかをもってこれを決すべきでなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならない」とし、政治資金の寄附も会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとした（最判昭和45・6・24）。

5条 (商行為)

◆NO.6

- 会社は、定款所定の目的のいかんにかかわらず、商人である。【H20-1ウ】
 - 会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為とされる（5条）ため、会社は、基本的商行為をしなくても4条1項の「商行為」という要件を、法人性があるから「自己の名」という要件を、営利性もあるから「業」という要件をみ

たすので、個人商人と違って生まれながらの商人である。

第2章 会社の商号

6条（商号）

◆NO.7

- 会社は、一つの商号のみ用いることができる。【H23Ⅰ-2Ⅱ】
 - 会社の名称は一つであり（6条1項）、その名称が商号とされる。よって、会社は複数の事業を営んでいても**複数の商号を用いることができない**。

第3章 会社の使用人等

11条（支配人の代理権）

◆NO.8

- 会社は、支配人の代理権に制限を加えても、その制限を善意の第三者に対抗することができない。【H21-2Ⅱ】
 - 会社は、支配人の代理権に制限を加えても、その制限を**善意の第三者に対抗することができない**（包括的・不可制限的代理権。11条1項・3項）。

12条（支配人の競業の禁止）

◆NO.9

- A社の支配人は、A社と同種の事業を行わないB社の取締役になる場合、A社の許可を受ける必要はない。【H21-2ウ】
 - × **支配人は、会社の許可を受けなければ、他の会社の、①取締役、②執行役、③業務執行社員**となることができない（12条1項4号）。「他の会社」との**事業の同一性は問わないし、①から③も代表権の有無を問わない**広範な規制である。したがって、A会社の支配人が、A会社とは異種の事業を営むB会社の取締役に就任する場合には、A会社の許可が必要。

16条（通知義務）

◆NO.10

- 会社の代理商とは、会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう。【H19-3ア】【H23Ⅱ-1ア】
 - 16条。

17条（代理商の競業の禁止）

◆NO.11

- 会社の代理商は、その会社の許可を受けなければ、自己又は第三者のために、その会社の事業の部類に属する取引をすることはできないし、他の会社の使用人となることもできない。【H22Ⅱ-2Ⅱ】【H23Ⅱ-1Ⅱ】
 - × 代理商は、会社の許可を受けなければ、自己又は第三者のために、その会社の事業の部類に属する取引をすることはできない（17条1項）。また、代理商は、会社の許可を受けなければ、会社の事業と**同種の事業を行う他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員**となることができない（同項）。よって、他の会社の使用人になるには会社の許可は要らない。

第4章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等

21条（譲渡会社の競業の禁止）

◆NO.12

- 事業を譲渡した株式会社が、同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その事業を譲渡した日から30年の期間内に限り、その効力を有する。【H22Ⅱ-1ア】【H24Ⅰ-17イ】
 - 21条2項。譲渡会社の営業の自由を過剰に制限しないため。

22条（譲渡会社の商号を使用した譲受会社の責任等）

◆NO.13

- 事業譲渡契約において、譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受けない旨が定められ、譲受会社が、事業の譲受け後遅滞なく、譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合でも、譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用するときには、譲受会社は譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。【H22Ⅱ-1Ⅱ】
 - × 譲受会社は、譲渡会社の**商号を続用する場合には**譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う（22条1項）のが原則である。しかし、事業を譲り受けた後、遅滞なく、**譲受会社**がその本店の所在地において譲渡会社の**債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合**には、弁済の責任を免れる（同条2項前段）。

◆NO.14

- 譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、譲渡会社の事業によって生じた債権について、譲受会社にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。【H25Ⅰ-16イ】
- 22条4項。

23条（譲受会社による債務の引受け）

◆NO.15

- 譲受会社が、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたことにより、譲渡会社の債務を弁済する責任を負う場合、譲渡会社の責任は、当該広告があった日後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。【H22Ⅱ-1ウ】
- 23条1項・2項。1項の責任は例外的なものであるため短期で消滅させる趣旨である。

第2編 株式会社

第1章 設立

25条

◆NO.16

- 発起人以外の株式引受人の出資額が定款で定めた設立時の出資額を超えていれば、発起人は株式を引受けなくてもよい。【H18-4イ】【H23Ⅰ-3イ】【H29Ⅰ-3エ】
- × （発起人以外の株式引受人の出資額が定款で定めた設立時の出資額を超えるか否かに関わらず）発起人は1株以上の株式を引き受けなければならない（25条2項）。

◆NO.17

- 法人は発起人となることができない。【H23Ⅰ-2イ】【H28Ⅱ-4エ】
- × 発起人の資格を制限する規定はない。

26条（定款の作成）

◆NO.18

- 株式会社を設立（会社法第五編によるものを除く。）するには、発起人が定款（書面によるものとする。）を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。【H27Ⅱ-3ア】
- 26条1項。

27条（定款の記載又は記録事項）

◆NO.19

- 株式会社の商号及び支店の所在地は、定款に記載し、又は記録しなければならない。【H25Ⅱ-3ア】【H25Ⅱ-3イ】
- × 商号は絶対的記載事項である（27条2号）。本店の所在地は絶対的記載事項である（27条3号）が、支店の所在地は絶対的記載事項ではない。

◆NO.20

- 株式会社の設立時に作成される定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載し、又は記録しなければならない。【H24Ⅰ-3ア】【H24Ⅱ-3ア】
- 27条4号。

◆NO.21

- 設立に際して発行する株式の数は、株式会社の設立に際して定款に記載し、又は記録しなければならない事項である。【H24Ⅱ-3イ】
- × 旧商法では設立発行株式（25条1項1号かつこ書）の総数は絶対的記載事項であったが、会社法はこれを廃止し、これに代えて「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を絶対的記載事項としている（27条4号）。

◆NO.22

- 成立後の株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項が定款に定められていない場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、当該事項を定款に記載し、又は記録しなければならない。【H25Ⅱ-13ア】【H27Ⅱ-3イ】
- × 資本金及び準備金の額は、絶対的記載事項（27条、37条）ではない。

◆NO.23

- 発起人の氏名又は名称及び住所は、株式会社の設立に際して定款に記載し、又は記録しなければならない事項である。【H24Ⅱ-3ウ】

- 27条5号。現物出資者・発起人としての責任（52条以下）を負う者を明確にするためである。

◆NO.24

- 株式会社の公告方法は、株式会社の設立に際して定款に記載し、又は記録しなければならない。
 - × 公告方法は絶対的記載事項（27条、37条）ではない（939条1項）。【H24Ⅱ-3Ⅰ】【H26Ⅰ-3ウ】

28条

◆NO.25

- 設立する株式会社が種類株式発行会社でない場合の現物出資は、当該現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的である財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数を定款に記載し、又は記録しなければならない。【H24Ⅰ-2ウ】
 - 28条1号・柱書。

◆NO.26

- 最高裁判所の判例によれば、発起人が株式会社の成立後に特定の財産を譲り受けることを約する契約を締結した場合、定款に法定の事項の記載がなければ、当該契約は無効であるが、成立後の当該株式会社は当該契約を追認することができる。【H28Ⅱ-4Ⅰ】
 - × 定款に法定の事項の記載がない財産引受けは無効である（28条2号・柱書）。株式会社はこの無効な財産引受けを追認できない（最判昭42・9・26）。財産引受けに関する厳格な会社法の規制の脱法となるから。

◆NO.27

- 株式会社の成立により発起人が受ける報酬は、定款に法定の事項を記載し、又は記録しなければならない。【H25Ⅱ-3ウ】【H29Ⅰ-3ウ】
 - 28条柱書・3号。発起人のお手盛りを防止する趣旨。

◆NO.28

- 株式会社の負担する定款の認証の手数料は、定款に記載し、又は記録しなければならない。【H25Ⅱ-3Ⅰ】
 - × 必ず支出しなければならないが、金額に客観性があり濫用のおそれがない設立費用については「定款の認証の手数料その他の株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」として28条4号から外されている（同号かっこ書）ため、定款に記載又は記録しなくても効力を生ずる。

30条（定款の認証）

◆NO.29

- 発起人が作成する定款は、公証人の認証を受けなければならない。【H23Ⅰ-3ア】
 - 30条1項。

33条（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

◆NO.30

- 株式会社の設立時の出資の目的である財産が不動産である場合において、当該財産について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて、不動産鑑定士の鑑定評価を受けたとき、又は公認会計士の証明を受けたときは、裁判所の選任する検査役の調査を受けることを要しない。【H24Ⅰ-2Ⅰ】
 - × 弁護士、公認会計士等の証明があれば現物出資財産等に関する検査役の調査は免除されるが、現物出資財産等が不動産である場合は弁護士等の証明に加えて不動産鑑定士の鑑定評価も必要となる（33条10項3号第2かっこ書）。

34条（出資の履行）

◆NO.31

- 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。【H28Ⅱ-4ア】
 - 34条1項本文。

◆NO.32

- 募集設立において、発起人及び設立時募集株式の引受人は、その引き受けた設立時募集株式につき、金銭以外の財産を出資することができる。【H24Ⅰ-2ア】【H29Ⅰ-3ア】
 - × 現物出資ができるのは、発起人だけ（34条1項と63条1項を対照）。

35条（設立時発行株式の株主となる権利の譲渡）

◆NO.33

- 発起人が払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、譲渡の当事者間においても、成立後の株式会社に対しても、その効力を生じない。【H20-3ア】【H23Ⅱ-3ウ】【H26Ⅰ-4ア】
 - × 成立後の会社に対抗できない（35条）。設立事務の処理が煩雑になることを防止する趣旨。

36条（設立時発行株式の株主となる権利の喪失）

◆NO.34

- 発起人が、出資の履行をしていない発起人に対して、一定の期日までに当該出資の履行をしなければならない旨の通知を法定の期間に行った場合において、当該通知を受けた発起人は、当該期日までに当該出資の履行をしないときには、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を失う。【H29Ⅰ-4Ⅰ】
- 36条3項。発起人が失権すると手続の続行が困難となるので、できるだけ失権しないようにする趣旨。

37条（発行可能株式総数の定め等）

◆NO.35

- 株式会社の発起設立においては、発起人は、定款に発行可能株式総数を定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならないし、定款に発行可能株式総数を定めている場合には、株式会社の成立の時までに、発起人の過半数の同意によって、発行可能株式総数の定めを変更することができる。【H18-3ア】【H22Ⅱ-3Ⅰ】【H24Ⅱ-16ア】【H26Ⅰ-4Ⅰ】【H28Ⅰ-3ア】
- × 発行可能株式総数は、①原始定款に記載・記録してもよいし、②原始定款に記載・記録しないで会社成立時までに定款を変更して記載・記録してもよい（37条1項、98条）。遅くとも会社の成立までには定めなければならないので定款の絶対的記載事項である。①②いずれも多数決ではなく**発起人の全員の同意**が必要（37条2項）。

◆NO.36

- 設立する株式会社が公開会社である場合には、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。【H25Ⅰ-4ア】
- 37条3項。

40条（設立時役員等の選任の方法）

◆NO.37

- 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の発起設立の場合における設立時取締役の選任は、定款に設立時取締役として定められた者がある場合を除き、発起人の議決権の過半数をもって決定する。【H22Ⅱ-3ア】【H25Ⅱ-4ア】
- 38条4項・1項、40条1項・2項。

◆NO.38

- 設立時取締役の選任は、発起設立の場合には発起人全員の同意を得て行わなければならない、募集設立の場合には創立総会の決議によって行われなければならない。【H23Ⅱ-3Ⅰ】
- × 設立時取締役の選任は、発起設立の場合には**発起人の議決権の過半数**で（38条1項、40条1項）、募集設立の場合は**創立総会の決議**で（88条1項）。

42条（設立時役員等の解任）

◆NO.39

- 株式会社の発起設立においては、発起人は、公証人の認証を受けた定款で定められて選任されたものとみなされた設立時取締役を、株式会社の成立の時までの間、解任することができない。【H25Ⅰ-3Ⅰ】
- × 発起人は、**株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等**（39条4項、38条4項により定款で設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任できる（42条）。

43条（設立時役員等の解任の方法）

◆NO.40

- 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の発起設立において、設立時会計監査人の解任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。【H28Ⅰ-3ウ】
- 43条1項。

◆NO.41

- 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の発起設立の場合における設立時監査人の解任は、発起人の全員の同意によらなければならない。【H22Ⅱ-3Ⅰ】【H25Ⅱ-4Ⅰ】【H26Ⅱ-3ウ】
- × 発起設立の場合における**設立時監査人の解任**は、会社成立後の場合と同じく独立性に配慮して（309条2項7号）、多数決は発起人の議決権の過半数から発起人の議決権の**3分の2以上**に加重されている（42条、43条1項）。

46条

◆NO.42

- 設立時取締役は、株式会社の設立の手続が法令又は定款に違反していないかどうかを調査しなければならない。【H25Ⅰ-3ウ】【H28Ⅱ-3Ⅰ】
- 46条1項、93条1項。

51条（引受けの無効又は取消しの制限）

◆NO.43

- 発起人は、株式会社の成立後は、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。【H22Ⅰ-

3工】【H23Ⅱ-3工】

- 51 条 2 項。

52 条（出資された財産等の価額が不足する場合の責任）

◆NO.44

- 発起設立の場合、現物出資を行った者以外の発起人は、検査役の調査を経ていないと、職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合でも、不足額の支払義務を免れることができない。【H20-2ウ】
- × 現物出資者・譲渡人でない**発起人**又は設立時取締役は、①現物出資財産等につき 33 条 2 項の検査役の調査を経た場合（52 条 2 項 1 号）、または、②職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合（同 2 号。立証責任の転換された過失責任）には、免責を受けられる（同条 2 項柱書）。

◆NO.45

- 株式会社の設立時に現物出資をした発起人は、裁判所が選任した検査役による調査を受けた場合であっても、株式会社の成立の時における当該現物出資に係る財産の価額が、定款に記載された価額に著しく不足するときは、その職務を怠らなかったことを証明した場合を除き、その不足額を支払う義務を負う。【H20-2ア】【H24Ⅰ-3ウ】
- × 現物出資者・譲渡人でない**発起人**又は設立時取締役は、①現物出資財産等につき 33 条 2 項の検査役の調査を経た場合（52 条 2 項 1 号）、または、②職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合（同 2 号。立証責任の転換された過失責任）には、免責を受けられる（同条 2 項柱書）。しかし、現物出資者・譲渡人である**発起人**は、①②の免責は受けられない（同項柱書かつこ書）。

53 条（発起人等の損害賠償責任）

◆NO.46

- 発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。【H22Ⅰ-3イ】【H29Ⅰ-4ウ】
- 53 条 2 項。

56 条（株式会社不成立の場合の責任）

◆NO.47

- 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、設立に関して支出した費用を負担する。【H18-4ウ】【H24Ⅱ-4ア】
- 56 条。

64 条（払込金の保管証明）

◆NO.48

- 募集設立において、出資に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行が、発起人の請求に基づき、出資として払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を交付した場合には、当該銀行は、出資として払い込まれた金銭の返還に関する制限の特約があるときも、成立後の株式会社にそのことを対抗することができない。【H23Ⅰ-3ウ】【H25Ⅰ-3工】【H29Ⅰ-3イ】
- 64 条 2 項。

88 条（設立時取締役等の選任）

◆NO.49

- 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の募集設立の場合における設立時取締役の選任は、創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の過半数を要件とする創立総会の決議によって行われなければならない。【H25Ⅱ-4ウ】
- × 出席した当該設立時株主の議決権の「過半数」ではなく 3 分の 2 以上（88 条 1 項、73 条 1 項）。

91 条（設立時取締役等の解任）

◆NO.50

- 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の募集設立の場合における設立時監査役の解任は、株式会社の成立の時までの間、創立総会の決議によって行うことができる。【H25Ⅱ-4工】
- 91 条。

102 条（設立手続等の特則）

◆NO.51

- 設立時募集株式の引受人は、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日が定められている場合には、当該期日において、出資の履行をした設立時募集株式の株主となる。【H28Ⅰ-3工】
- × 設立時募集株式の株主となる時期は**株式会社の成立の時**（102 条 2 項、49 条）。

◆NO.52

- 設立時募集株式の引受人は、創立総会においてその議決権を行使した後は、詐欺を理由として設立時発行株式の引受けを取り消すことができない。【H28Ⅰ-4ウ】
 - 102条6項。

103条（発起人の責任等）

◆NO.53

- 募集設立の場合、現物出資を行った者以外の発起人は、検査役の調査を経ていなくても、職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合には、不足額の支払義務を免れることができる。【H20-2イ】
 - × 不足額でん補責任の免責事由である①検査役の調査、②無過失の証明（職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したこと）のうち、募集設立における②は無過失責任化されている（103条1項による52条2項2号の適用排除）。よって、募集設立の場合、現物出資を行った者以外の発起人は、①検査役の調査を受けていないかぎり、②無過失を証明したとしても不足額の支払義務を免れない。

◆NO.54

- 発起人でない者は、設立時募集株式の募集の広告に自己の氏名及び株式会社の設立を賛助する旨を記載することを承諾した場合には、会社法上の発起人としての責任を負う。【H28Ⅱ-3ア】
 - 疑似発起人（募集設立に限られる。25条1項2号、103条4項）。52条、53条、56条の責任を負う。

第2章 株式

105条（株主の権利）

◆NO.55

- 株式会社は、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を株主に与えない種類の株式を発行することができる。【H18-5オ】【H19-8ア】【H20-4イ】【H29Ⅰ-6ア】
 - × 株主に剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない（よって、発行できない。105条2項）。会社の営利性を否定することになるから。

108条（異なる種類の株式）

◆NO.56

- 指名委員会等設置会社及び公開会社は、その種類の株式の株主を構成員とする種類株主総会により取締役又は監査役を選任できる株式を発行することができない。【H18-5ア】【H19-8オ】【H23Ⅱ-4エ】【H29Ⅰ-6イ】
 - 108条1項柱書ただし書。

◆NO.57

- 株式会社は、剰余金の配当については普通株式よりも優先的に取り扱われるが、残余財産の分配については普通株式よりも劣後的に取り扱われる種類の株式を、発行することができる。【H23Ⅱ-4ア】【H27Ⅰ-5イ】
 - 108条1項1号・2号。複数の種類株式を組み合わせた種類株式の発行は禁止されない。

◆NO.58

- ある会社の株式の株主に株主総会における議決権を与えない旨の定款の定めは無効である。【H20-4ア】
 - × ある会社の株式の株主に株主総会における議決権を与えない旨の定款の定めとは、議決権制限株式に関する定款の定めである（108条2項柱書3号、298条2項かつこ書）から、その定めは有効である。

◆NO.59

- 株主総会において議決権を行使することができる事項に関する定款の定めは、種類株主総会における議決権の行使にも適用される。【H27Ⅱ-4エ】
 - × 議決権制限株式は株主総会において議決権を行使することができる事項についての異なる定めである（108条1項3号）から、種類株主総会における議決権の行使には適用されない。

◆NO.60

- 株主総会の普通決議によって、株式会社がある種類の株式の全部を取得することができる旨の定款の定めは無効である。【H20-4エ】
 - 取得決議は特別決議（108条1項7号、171条1項、309条2項3号参照）。

◆NO.61

- 取締役会で決議すべき事項のうち、取締役会の決議のほか、ある種類の株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定款の定めは無効である。【H20-4ウ】
 - × 拒否権条項付種類株式である（108条1項8号）。株主総会で決議すべき事項または取締役会で決議すべき事項について、当該種類株主の種類株主総会に拒否権が与えられる。

◆NO.62

- 定款に定めがなくても、種類株式を発行できる場合がある。【H18-5工】
- × 種類株式を発行するには、各種類株式の内容・条件及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない(108条2項柱書)。

109条(株主の平等)

◆NO.63

- 公開会社でない株式会社は、剰余金の配当を受ける権利又は残余財産の分配を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。【H22Ⅰ-9工】【H22Ⅱ-4ア】【H27Ⅰ-5ウ】
- 公開会社でない株式会社は、①剰余金の配当請求権、②残余財産の分配請求権、③株主総会の議決権について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる(109条2項)。

◆NO.64

- 公開会社では、1株につき2個の議決権を与える旨を定款で定めることができる。【H22Ⅱ-4工】
- × 109条2項の株式を発行できるのは非公開会社。また、株式の内容として1株に複数の議決権を与えることを許容する規定はない(108条1項各号参照)。

115条(議決権制限株式の発行数)

◆NO.65

- 公開会社でない株式会社は、議決権制限株式の数が発行済株式の総数の2分の1を超えるに至ったときに、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。【H18-5イ】【H19-8工】【H23Ⅱ-4イ】【H24Ⅱ-5ウ】【H29Ⅰ-6ウ】【H29Ⅰ-6工】
- × この措置をとらなければならないのは公開会社(115条)。

120条(株主等の権利の行使に関する利益の供与)

◆NO.66

- 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益を供与したときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益を供与したものとみなされる。【H23Ⅰ-4工】
- × 「みなされる」のではなく推定される(同条2項前段)。

◆NO.67

- 株式会社が特定の株主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該株式会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定される。【H26Ⅱ-5ア】
- 120条2項。有償であっても無償に近い(わずかな対価しか伴わない)財産上の利益の供与は無償の場合と同視して、株主等の立証の負担を軽減する趣旨。

◆NO.68

- 株式会社が株主の権利の行使に関する財産上の利益の供与を当該株式会社の子会社の計算においてしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該株式会社に返還しなければならない。【H26Ⅱ-5イ】【H27Ⅱ-4イ】
- × 財産上の利益の供与を当該株式会社の子会社の計算においてした場合は「株式会社が、第一項の規定(・・・その子会社の計算においてするもの)に違反して財産上の利益の供与を」しているので、「当該利益の供与を受けた者」は「これを(その受けた利益を)・・・その子会社に返還」しなければならない(120条3項前段)。

◆NO.69

- 株式会社が株主の権利の行使に関する財産上の利益の供与をした場合において、当該利益の供与をした取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、当該株式会社に対して供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負わない。【H21-5ア】【H26Ⅱ-5ウ】
- × 利益の供与をした取締役は無過失責任(120条4項ただし書かつこ書)。

◆NO.70

- 株式会社が、特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、その利益の供与をした取締役は、株主の権利の行使に関して供与をしたものではないことを証明しても、当該会社に対する供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を免れない。【H21-5ウ】
- × 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益を供与したときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益を供与した(120条1項)ものと推定される(同条2項前段)。「当該利益の供与をした取締役」(同条4項ただし書かつこ書)は、「その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明」(同ただし書)しても、支払義務を免れることはできない(無過失責任)が、株主の権利の行使に関して供与をしたものではないことを証明すれば(同条2項前段の推定を覆せば)、当該支払義務を免れることができる(同条4項の「第一項の規定に違反して」に該当しないから)。

124条(基準日)

◆NO.71

- 基準日株主が行使することができる権利が剰余金配当請求権である場合には、当該剰余金の配当を決定する株主総会前に全部の株

式を譲渡した基準日株主は、配当を受け取ることができない。【H22Ⅰ-6Ⅰ】

× 基準日に株主名簿上の株主であれば、基準日の後に株式を譲渡して株主でなくなっても、権利行使日に議決権を行使したり配当を受け取ったりすることを可能とするのが、基準日であり基準日株主である（124条1項）。

◆NO.72

- 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該株式の基準日株主の権利を害しない限り、当該基準日後に株式を取得した者を当該権利を行使することができる者と定めることができる。【H22Ⅰ-6ウ】
- 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合には、株式会社は、**当該株式の基準日株主の権利を害しない限り**（合併や新株発行で株式を原始取得した者の議決権の行使を認めても基準日株主の権利を害することはない）、当該基準日後に株式を取得した者を当該権利を行使することができる者と定めることができる（124条4項）。

128条（株券発行会社の株式の譲渡）

◆NO.73

- 株券発行会社であるか否かを問わず、株式会社の株式（振替株式を除く。）の譲渡は、当事者の意思表示のみによって効力が生じる。【H20-3Ⅰ】【H28Ⅰ-5ア】【H28Ⅱ-6ア】
- × 株券不発行会社における株式の譲渡は、当事者の**意思表示のみ**によって効力が生じるのに対し、株券発行会社における株式の譲渡は、当事者の**意思表示のほか**に**株券の交付**があってはじめて効力が生ずる（128条1項本文）。

130条（株式の譲渡の対抗要件）

◆NO.74

- 株券発行会社であるか否かを問わず、株式会社の株式（振替株式を除く。）の譲渡を当該株式会社を除く第三者に対抗するためには、株主名簿の名義書換が必要である。【H28Ⅱ-6Ⅰ】
- × **株券不発行会社**における第三者への対抗要件は、**株主名簿の名義書換**（130条1項）。**株券発行会社**における第三者への対抗要件は、**株券の占有**（同条2項参照）。

◆NO.75

- 株券発行会社であるか否かを問わず、株式会社の株式（振替株式を除く。）の譲渡を当該株式会社に対抗するためには、株主名簿の名義書換が必要である。【H28Ⅱ-6ウ】
- 130条1項・2項。

131条（権利の推定等）

◆NO.76

- 無権利者から譲渡により株券の交付を受けた者は、悪意又は重過失がある場合を除いて、当該株券にかかる株式についての権利を取得する。【H20-3ウ】
- 131条2項。

133条（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）

◆NO.77

- 最高裁判所の判例によれば、株券発行会社であるか否かを問わず、株式会社が株式譲受人による名義書換請求を不当に拒絶した場合には、当該株式会社は当該株式譲受人を株主として取り扱わなければならない。【H28Ⅱ-6工】
- 不当拒絶をしながら譲渡を否定するという態度は、信義則（民法1条2項）に違反するから（最判昭42・9・28）。

135条（親会社株式の取得の禁止）

◆NO.78

- 子会社が、吸収合併により合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合には、子会社は親会社株式を取得できる。【H20-3工】【H24Ⅰ-4Ⅰ】
- 親会社株式の取得は**原則**として禁止さる（135条1項）が、例外が認められている（同条2項）。

137条（株式取得者からの承認の請求）

◆NO.79

- 株券発行会社の譲渡制限株式を当該株式を発行した株式会社以外の者から取得した者は、当該株式会社に対し、株券を提示しても、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができない。【H23Ⅰ-5ア】
- × 譲渡制限株式を取得した**株式取得者**は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを**請求することができる**（137条）。そして、その請求は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と**共同**してしなければならないのが原則であるが、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合は**単独**ですることができる（同条2項）。そして、法務省令（施行規則24条2項1号）は、「利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合」として、株券発行会社において株式取得者が**株券を提示**して請求した場合、を挙げている。株券の占有には権利を推定する効力があるからである（131条1項）。

139条（譲渡等の承認の決定等）

◆NO.80

- 取締役会設置会社でない株式会社が、譲渡制限株式の譲渡による取得の承認をするか否かの決定をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらなければならない。【H23Ⅰ-5ウ】
 - 139条1項。定款に別段の定めがない場合の株主総会の決議は普通決議で足りるが、これを加重または軽減する別段の定めをすることもできる（同ただし書）。

◆NO.81

- 公開会社が、譲渡による譲渡制限株式の取得について承認を要するか否かの決定をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によらなければならない。【H24Ⅱ-5エ】
 - 公開会社は取締役会設置会社である（327条1項1号）。そして、取締役会設置会社において、譲渡による譲渡制限株式の取得について承認を要するか否かの決定をするには、**取締役会の決議**によらなければならない（139条1項本文）。定款に別段の定めをすることもできる（同ただし書）。

145条（株式会社が承認をしたとみなされる場合）

◆NO.82

- 株主が譲渡承認請求をしたにもかかわらず、請求の日から2週間以内に、株式会社が承認するか否かの通知をしないときは、当該株式会社は、当該株主との間で別段の合意をした場合を除き、承認をしない旨の決定をしたものとみなされる。【H26Ⅰ-5エ】
 - × 譲渡等の承認をする旨の決定をしたものとみなされる（145条1号）。

156条（株式の取得に関する事項の決定）

◆NO.83

- 株式会社が株主との合意により自己の株式を無償で取得する場合には、株主総会の決議を必要としない。【H19-5エ】【H27Ⅰ-4イ】
 - 無償取得には**株主総会の決議は不要**（156条1項柱書本文は「有償で取得する」場合に限っている）。自己株式の取得に伴う弊害が生じないから。

160条（特定の株主からの取得）

◆NO.84

- 取締役会設置会社が特定の株主との合意により自己株式を有償で取得するには、取得する株式の数など会社法に定める事項を、あらかじめ株主総会の決議によって定めなければならない。この株主総会では、当該株主も議決権を行使することができる。【H18-10エ】【H19-5イ】
 - × 株式会社が**特定の株主**との合意により自己株式を有償で取得するには、取得する株式の数など会社法に定める事項を、あらかじめ株主総会の決議によって定めなければならない（特別決議。160条1項、309条2項2号）、この株主総会では、当該特定の株主は議決権を行使できない（160条4項本文）。

178条

◆NO.85

- 株式会社は、自己の株式を取得した場合には、当該株式を相当の期間内に消却又は処分しなければならない。【H23Ⅱ-5エ】【H27Ⅱ-4ウ】【H28Ⅱ-7ウ】
 - × このような規制はない。自己株式はいつまでも保有し続けることができる（金庫株）。

◆NO.86

- 指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社は、代表取締役の決定によって、自己株式を消却することができる。【H25Ⅰ-5ア】【H25Ⅱ-6エ】【H28Ⅱ-7エ】
 - × **取締役会設置会社**においては、消却する自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数）の決定は、**取締役会の決議**によらなければならない（178条2項）。

180条（株式の併合）

◆NO.87

- 株式の併合をする場合は、取締役会設置会社であっても、株主総会の特別決議によって、併合の割合や株式の併合が効力を生ずる日を定めなければならない。【H18-6ア】【H21-6エ】【H29Ⅰ-5ア】
 - 180条2項、309条2項4号。

183条（株式の分割）

◆NO.88

- 取締役会設置会社でない株式会社は、取締役の決定によって、株式の分割をすることができる。【H25Ⅰ-5イ】
 - × 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、**株主総会**（取締役会設置会社にあつては、**取締役会**）の決議によって、株式の分割をすることができる（183条2項）。よって、非取締役会設置会社が株式の分割を決定するには、株主総会の決議（普

通決議)が必要である。

◆NO.89

- 取締役会設置会社において、株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、分割の割合などの法定の事項を定めなければならない。【H18-6イ】【H22 I-4ウ】【H29 I-5イ】
- × 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式（種類株式発行会社にあつては、分割する種類の発行済株式）の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日、株式の分割がその効力を生ずる日、株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類、を定めなければならない（183条2項）。

◆NO.90

- 種類株式発行会社において、株式の分割が行われる場合、現に発行しているすべての種類の株式について、同じ割合で分割をしなければならない。【H21-6ア】【H22 I-4イ】
- × 株式の種類ごとに分割の割合を定めなければならない（183条2項1号）。よって、種類ごとに割合を異ならせてもよいし、すべての種類を同じ割合としてもよい。

◆NO.91

- 株主は、株式の分割により、分割する株式と異なる種類の株式を取得することはできない。【H22 I-4ア】
- 183条。

186条（株式無償割当てに関する事項の決定）

◆NO.92

- 種類株式発行会社である株式会社が行う株式無償割当てにおいて、ある種類の株式を有する株主に割り当てることができるのは、当該種類の株式に限られる。【H18-6エ】【H21-6ウ】【H28 I-5イ】
- × 株式無償割当ては、単なる株式の係数の増加である株式の分割と異なり株式の発行であるから、他の種類の株式を割り当てることができる（186条1項1号かつこの「株主に割り当てる・・株式の種類」）。

◆NO.93

- 種類株式発行会社でない株式会社において、株式無償割当てが行われる場合、自己株式についても株式を割り当てなければならない。【H21-6イ】
- × 株式無償割当ては株式の発行又は自己株式の交付であるため、自己株式に株式が割り当てられることはない（186条2項の「当該株式会社以外の株主」との文言）。

◆NO.94

- 取締役会設置会社において、株式無償割当てをしようとするときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その都度、株主総会の決議によって、株主に割り当てる株式の数などの法定の事項を定めなければならない。【H25 I-5ウ】【H29 I-5ウ】
- × 株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、その都度、株主に割り当てる株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法、当該株式無償割当てがその効力を生ずる日、株式会社が種類株式発行会社である場合には、当該株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類、を定めなければならない（186条1項）。この決定は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない（同条3項）。

188条（単元株式数）

◆NO.95

- 単元株制度を採用しようとするときは、定款を変更しなければならない。【H29 I-5エ】
- 188条1項。

◆NO.96

- 定款で定めることができる1単元の株式数には、制限がない。【H23 I-7ア】
- × 1単元の株式の数（単元株式数）は、法務省令で定める数（1000及び発行済株式の総数の200分の1）を超えられないという制約がある（188条2項、施行規則34条）。ごく一部の株主に議決権を独占させないためである。

◆NO.97

- 種類株式発行会社においては、単元株式数は、株式の種類ごとに定めなければならない。【H23 I-7エ】
- 188条3項。

189条（単元未済株式についての権利の制限等）

◆NO.98

- 単元株制度が採用されている場合には、単元未済株主は、その有する単元未済株式について、株主総会および種類株主総会において議決権を行使することはできない。【H18-10ウ】
- 189条1項。

◆NO.99

- 株券発行会社は、単元未済株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる。【H24 II-6エ】

- 189条3項。

199条（募集事項の決定）

◆NO.100

- 株式会社がその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集事項として、増加する資本金及び資本準備金に関する事項を定めなければならない。【H23Ⅱ-6ウ】【H25Ⅱ-13ウ】
- × 株式の発行と違って自己株式の処分では**資本金も資本準備金も増加しない**ので、199条1項5号は、「株式を発行するとき」にのみ適用され「自己株式を処分するとき」には適用されない。

200条（募集事項の決定の委任）

◆NO.101

- 公開会社でない取締役会設置会社では、募集株式の数、払込金額その他の募集事項の決定は、株主総会の特別決議によって、取締役会に委任することができるが、募集株式の数の上限と払込金額の下限は、株主総会で決定しなければならない。【H19-7ア】【H23Ⅱ-6ア】
- 200条1項、309条2項5号。非公開会社でも機動的な資金調達が必要が生じることもありうるから。

201条（公開会社における募集事項の決定の特則）

◆NO.102

- 公開会社であれば、定款所定の発行可能株式総数の範囲内において、つねに取締役会の決議のみによって募集事項の決定をすることができる。【H19-7イ】【H28Ⅱ-5ア】
- × 公開会社は、原則として取締役会の決議で募集事項の決定をすることができる（201条1条）。公開会社では機動的な資金調達が重視されるからである。しかし、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に**特に有利な金額**である場合には、**株主総会の特別決議**が必要である（201条1項、199条3項、309条2項5号）。株式価値が低下する場合は機動的な資金調達も株式価値の維持に譲歩すべきだからである。したがって、「つねに」取締役会の決議のみで募集事項の決定ができるわけではない。

◆NO.103

- 最高裁判所の判例によれば、公開会社が取締役会決議によって募集事項を決定すべき場合において、代表取締役が取締役会決議を経ずに募集事項を決定して募集株式の発行を行うことは、当該募集株式の発行の無効原因とならない。【H21-7エ】【H28Ⅱ-5ウ】
- 公開会社の通常発行に必要な取締役会の決議（201条1項）を経ていない場合は、無効原因（828条1項2号）とはならない（最判昭36・3・31）。公開会社においては株式の取引安全が優先されるべきだから。

◆NO.104

- 最高裁判所の判例によれば、公開会社の募集株式の払込金額が募集株式の引受人に**特に有利な金額**であるために株主総会決議が必要である場合において、代表取締役が**株主総会決議**を経ずに募集事項を決定して募集株式の発行を行うことは、当該募集株式の発行の無効原因となる。【H28Ⅱ-5エ】
- × 公開会社の有利発行に必要な株主総会の特別決議（201条1項、199条2条、309条2項5号）を経ていない場合は、無効原因（828条1項2号）とはならない（最判昭46・7・16）。公開会社においては株式の取引安全が優先されるべきだから。

◆NO.105

- 公開会社において、株主総会の特別決議により募集事項等を決定した場合、払込期日（又は払込期間の初日）の2週間前までに募集事項を株主に通知し又は公告する必要がある。【H22Ⅰ-7ア】
- × 公開会社は「第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の**取締役会の決議によって募集事項を定めたとき**」は、201条3項・4項が適用されるので、払込期日（又は払込期間の初日）の2週間前までに募集事項を株主に**通知・公告する必要がある**。募集事項を取締役会で定めたときは、それを株主が知ることができないので差止め（210条）の機会を保障する必要があるからである。しかし、公開会社が**株主総会の特別決議によって募集事項等を定めたときは**、201条3項・4項は適用されないの**で通知・公告は必要ない**。株主総会の招集通知などにより株主には募集事項を知ることができるためである。

◆NO.106

- 最高裁判所の判例によれば、募集株式の発行において募集事項に関する公示をしなければならぬにもかかわらず、これを行わないことは、そのこと以外に当該発行を差し止めるべき事由がない場合を除き、当該募集株式の発行の無効原因となる。【H21-7イ】【H28Ⅰ-5ウ】
- 公開会社が募集株式を発行する場合において、株主に新株発行差止請求（210条）の機会を保障するために募集事項の公示が必要とされている（通知又は公告、201条3項・4項）にもかかわらず、それを欠いていることは、新株発行差止請求権の行使の機会を奪うことになるため、原則として無効原因となるが、**差し止める事由がない場合には新株発行差止請求権は行使できない**のであるから、**無効原因とならない**（最判平9.1.28）。設問の「そのこと以外に当該発行を差し止めるべき事由がない場合を除き」というのは、差し止める事由がない場合は無効原因とならないという例外を示している。

202条（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合）

◆NO.107

- 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等をする場合において、株式会社が自己株式を有するときは、株主

である当該株式会社は、募集株式の割当てを受ける権利を有しない。【H26Ⅱ-6ア】

○ 202条2項。

◆NO.108

- 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等をする公開会社でない取締役会設置会社は、定款に定めていなくても、募集事項等の決定を取締役会の決議によって行うことができる。【H26Ⅱ-6イ】
- × 非公開会社が株主割当てで募集株式の発行等をする場合は、募集事項の決定は株主総会の特別決議によらねばならない（202条1項・3項4号、309条2項5号）。しかし、定款に定めれば、非取締役会設置会社では取締役の決定事項または取締役会設置会社では取締役会の決議事項とすることもできる（202条3項1号・2号）。よって、非公開会社である取締役会設置会社の株主割当てでは、定款に定めれば、募集事項を取締役会が決定することができる。

◆NO.109

- 公開会社は、株主にその持株数に応じて株式の割当てを受ける権利を与える方法で募集株式の発行を行う場合、株主に対して募集事項を通知しなければならないが、当該通知は公告をもってこれに代えることができる。【H26Ⅱ-6ウ】【H28Ⅱ-5イ】
- × 株主割当てにおいて公開会社が行うべき株主に対する募集事項の通知は、公告で代替できない（202条4項柱書）。

204条（募集株式の割当て）

◆NO.110

- 株式会社は、募集株式の引受けの申込者の中から割当てを受ける者とその者に割り当てる株式数を定めるにあたって、割り当てる株式の数を申込者が引き受けようとする募集株式の数より減少することができる。【H19-7ウ】
- 204条1項。

◆NO.111

- 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等をする場合において、株主が募集株式の引受けの申込期日までに引受けの申込みをしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う。【H26Ⅱ-6エ】
- 204条4項。

207条

◆NO.112

- 募集株式等の発行会社に対する金銭債権は、現物出資財産とすることができる。【H22Ⅱ-6ウ】
- 207条9項5号。

209条（株主となる時期等）

◆NO.113

- 募集事項において、募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日を定めた場合には、募集株式の引受人は当該期日に出資の履行をした募集株式の株主となり、払込期間が定められた場合には、募集株式の引受人は当該期間内において出資の履行をした日に募集株式の株主となる。【H22Ⅰ-7イ】【H22Ⅱ-6エ】
- 209条1号・2号。

210条

◆NO.114

- 新株発行差止めの仮処分命令に違反して新株発行がなされた場合、当該新株発行には無効原因がある。【H21-7ア】
- 新株発行の差止め（210条）は、訴訟によって行使する必要はないが、訴訟によると判決確定までに時間がかかり、判決確定までに発行の効力が生じてしまうと差止めができなくなってしまうので、暫定的であっても迅速に差し止める必要がある。そこで、株主は、仮の地位を認める仮処分（民事保全法23条2項）によって差止めの仮処分を裁判所に求めるのが通常である。これにより裁判所が下した仮処分命令に違反する新株発行は、新株発行無効の訴え（828条1項2号）の無効原因がある（最判平5・12・16）。そのように考えないと差止めの実効性がなくなるからである。

第3章 新株予約権

236条（新株予約権の内容）

◆NO.115

- 譲渡による新株予約権の取得について株式会社の承認を要することとするときは、定款にその旨を定めなければならない。【H24Ⅰ-6ア】
- × 譲渡による新株予約権の取得について株式会社の承認を要すること（236条1項6号）については、発行の都度新株予約権の内容として（同項柱書）決定すれば足り、譲渡制限株式のように定款に定める必要はない。新株予約権の段階においては投下資本回収という要請が前面に生じないから。

◆NO.116

- 振替新株予約権発行会社を除く株式会社は、新株予約権証券及び新株予約権付社債券を発行する旨の定款の定めがあるときに限り、新株予約権又は新株予約権付社債券の発行後これに係る新株予約権証券又は新株予約権付社債券を発行することができる。【H28 I-6イ】
- × 新株予約権について証券を発行する旨（236 条 1 項 10 号）は定款に定める必要はなく、**新株予約権の内容として**（同項柱書）定めれば足りる。新株予約権付社債も同様（238 条 1 項 6 号、676 条 6 号）。

245 条（新株予約権者となる日）

◆NO.117

- 募集新株予約権の引受人が、自己の引き受けた新株予約権について、払込金額に係る金銭の払込み又はそれに代わる金銭以外の財産の給付をしない場合であっても、当該引受人は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権に係る新株予約権者となる。【H24 I-6エ】【H28 I-6ア】
- 有償か否かを問わず**割当日に新株予約権者となる**（238 条 1 項 4 号、245 条 1 項 1 号）。無償の場合と有償の場合とで、新株予約権者となる時期が異ならないようにするため。

◆NO.118

- 新株予約権者が、株式会社の承諾を得て、募集新株予約権の払込金額に係る金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する場合、当該株式会社は、当該財産の価額を調査させるため、検査役の選任を裁判所に申し立てなければならない。【H21-14イ】【H24 I-6イ】【H28 I-6ウ】
- × 検査役の調査（284 条 1 項参照）は不要（つまり、選任の申立は**不要**）。募集新株予約権の払込金額に係る金銭の払込みは金銭出資ではなく、それに代えて行うことができる払込金額に相当する金銭以外の財産の給付（246 条 2 項）も**現物出資ではない**から。

264 条（譲渡等承認請求の方法）

◆NO.119

- 譲渡制限新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対する当該新株予約権の譲渡承認請求において、当該株式会社が譲渡を承認しない場合には、当該新株予約権を買い取る者を当該株式会社が指定するよう請求することができない。【H27 II-5ウ】
- 単純請求しかできず、**買取請求はできない**（138 条 1 号ハ・2 号ハと 264 条 1 号・2 号を対比）。

282 条（株主となる時期等）

◆NO.120

- 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。【H23 I-6エ】
- 282 条 1 項。

第4章 機関

295 条（株主総会の権限）

◆NO.121

- 取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。【H27 I-7ア】【H28 II-9ア】
- × 取締役会設置会社の株主総会の決議事項は、会社法に規定する事項及び定款に定めた事項に**限られる**（295 条 2 項）。

◆NO.122

- 取締役会設置会社でない株式会社の株主総会は、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。【H19-9ア】【H23 II-8ア】
- × **非取締役会設置会社**の株主総会の決議事項は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する**一切の事項**（295 条 1 項）。

◆NO.123

- 会社法の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。【H27 I-7イ】
- 295 条 3 項。

297 条（株主による招集の請求）

◆NO.124

- 取締役に対して株主総会の招集を請求する株主の権利は、少数株主権である。【H29 I-7ア】
- 297 条 1 項。

◆NO.125

- 取締役に対し株主総会の招集を請求することができる株主が、自ら株主総会を招集する場合には、裁判所の許可を必要としない。

【H24Ⅱ-8ア】

- × 裁判所の許可を得なければならない (297条4項)。

298条 (株主総会の招集の決定)

◆NO.126

- 株主数が1000人未満の株式会社は、株主総会(取締役が招集するものに限る。)に出席しない株主に対して、書面によって議決権を行使する機会を与える必要はない。【H22Ⅰ-10ア】
 - 会社が株主に書面による議決権(311条)の行使を認めなければならないのは、その会社に株主総会において議決権を行使することができる株主の数が1000人以上いる場合(298条2項・1項3号)。

◆NO.127

- 取締役会設置会社においては、株主が招集する場合を除き、株主総会の招集の際に定めるべき事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。【H26Ⅰ-7ア】【H26Ⅰ-7イ】
 - 取締役会設置会社においては、株主が招集する場合を除き、株主総会の招集の際に定めるべき事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない(298条4項)。指名委員会等設置会社においても同様であり、取締役会はその決定を執行役に委任できない(416条4項4号)。

299条 (株主総会の招集の通知)

◆NO.128

- 取締役会設置会社以外の株式会社において、株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに株主に対してその通知を発しなければならない。これを下回る期間を定款で定めても、かかる定款の定めは効力を有しない。【H21-9工】【H24Ⅰ-8ア】
 - × 非取締役会設置会社(=非公開会社)の株主総会の招集通知の発出時期は、原則として1週間前であるが、定款でこれを短縮できる(299条1項かつこ書)。

◆NO.129

- 公開会社でない株式会社が、株主総会の招集通知を当該株主総会の日の1週間前までに発するものとするには、その旨を定款で定めなければならない。【H27Ⅰ-7ウ】
 - × 非公開会社の株主総会の招集通知の発出時期は会日の1週間前まで(299条1項かつこ書)。定款で定めるまでもない。

◆NO.130

- 取締役会設置会社における株主総会の招集の通知は、任意の方法で行うことができる。取締役会設置会社でない株式会社における株主に対する株主総会の招集の通知は、書面又は電磁的方法でしなければならない。【H19-9イ】【H24Ⅰ-8イ】【H28Ⅱ-9イ】
 - × 取締役会設置会社の招集通知の方法は、書面または電磁的方法。非取締役会設置会社の招集通知の方法には制限がない(口頭でもよい。ただし、書面・電子投票を認める場合は書面・電磁的方法。299条2項・3項)。

300条 (招集手続の省略)

◆NO.131

- 株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が、招集手続の省略に同意した場合には、招集の手続を経ることなく株主総会を開催することができる。【H18-10オ】
 - × 招集手続の省略ができるのは、株主(株主総会において議決権を行使できないものを除く。298条2項かつこ書)の全員が同意した場合(300条本文)。多数決ではない。

◆NO.132

- 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、株式会社は、株主の全員の同意があれば、当該株主総会の招集の手続を省略することができる。【H24Ⅱ-8イ】
 - × 株主全員の同意があれば株主総会の招集の手続を省略することができる(300条本文)のが原則である。しかし、株主総会に出席しない株主が書面または電磁的方法によって議決権を行使できる旨を定めた場合(298条1項3号・4号、2項)には、このような省略はできない(300条ただし書)。株主総会の招集通知に際して、株主総会参考書類、議決権行使書面を交付しなければならない(301条1項・2項)が、招集手続を省略するとそれができなくなるから。

303条 (株主提案権)

◆NO.133

- 取締役会を設置しているか否かにかかわらず、株式会社において、1個以上の議決権を有する株主は、取締役に對し、当該株主が議決権を行使することができる事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。【H19-9工】【H24Ⅰ-8工】【H28Ⅱ-9ウ】
 - × 取締役会設置会社では単独株主権(303条1項)、取締役会設置会社では少数株主権(同条2項)。

304条

◆NO.134

- 株主が、株主総会において株主総会の目的である事項につき議案を提出するには、当該株主は、1株以上の株式を6箇月前から引

き続き保有していなければならない。【H27Ⅱ-6ウ】

× 継続保有要件が不要な単独株主権 (304条本文)。

308条 (議決権の数)

◆NO.135

- 株式会社の子会社は、適法に保有している当該株式会社の株式についても議決権を行使できる。【H22Ⅰ-9イ】【H28Ⅱ-10ア】
- × 株式会社の子会社が当該株式会社(親会社)の株式を適法に保有している場合(135条2項)とは株式の相互保有状態であり、株式の相互保有状態の子会社は当該株式会社(親会社)の株式の議決権を行使できない(308条1項かつこ書)。

◆NO.136

- 定款で単元株制度を採用した株式会社では、株主は1単元について1個の議決権を有し、単元未満株式については議決権を行使することができない。【H23Ⅰ-4イ】
- 308条1項ただし書、189条1項。

◆NO.137

- 株式会社は、自己株式について株主総会の議決権を有する。【H22Ⅰ-9ア】【H28Ⅱ-10ウ】
- × 株式会社は、その保有する自己株式については、議決権を有しない(113条4項、308条2項)。

309条 (株主総会の決議)

◆NO.138

- 株式会社は、株主総会の特別決議の定足数の要件を定款によって緩和することができない。【H28Ⅰ-8ウ】
- × 株主総会の特別決議の定足数(議決権を行使することができる株主の議決権の過半数)については、定款によって緩和できる(3分の1未満にはできないという下限はある。309条2項柱書前段第1かつこ書)。

◆NO.139

- 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設ける株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の定款変更決議は、定款に別段の定めがない限り、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。【H20-9ウ】
- 公開会社を非公開会社化する定款の変更は株主総会の特殊決議事項であり、議決権を行使できる株主の半数以上、かつ、議決権を行使できる株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要(309条3項1号)。

◆NO.140

- 公開会社でない株式会社において、株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めた場合であって、当該定款の定めについての定款の変更(当該定款の定めを廃止するものを除く。)をするときは、株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。【H24Ⅱ-16イ】
- × 109条2項の定款の変更(当該定款の定めを廃止するものを除く。)には、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数で行う(309条4項)。

◆NO.141

- 取締役会設置会社でない株式会社における株主総会は、招集通知に記載された株主総会の目的である事項以外の事項についても決議をすることができる。【H24Ⅰ-8ウ】
- 非取締役会設置会社の株主総会の決議事項には制限がない(295条1項)から、招集通知に記載・記録されていない議題も決議できる(309条5項本文参照)。

310条 (議決権の代理行使)

◆NO.142

- 最高裁判所の判例によれば、代理人は株主に限る旨の定款の規定は無効である。【H29Ⅰ-9ウ】
- × 代理人は株主に限る旨の定款の規定は、「株主総会が株主以外の第三者によってかく乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたもので、合理的な理由に基づく相当程度の制限」なので、有効である(最判昭43・11・1)。

◆NO.143

- 株主による代理権の授与は株主総会ごとにしなればならず、株式会社は株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。【H29Ⅰ-9ア】
- 310条1項・2項・5項。

314条 (取締役等の説明義務)

◆NO.144

- 株主が、株主総会の目的である事項に関し、取締役に對する質問事項を事前に会社に通知した場合で、当該株主総会において当該事項に係る質問が行われないときは、当該事項について取締役に説明義務は生じない。【H28Ⅰ-8ア】
- 314条の取締役等の説明義務は、「株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合」に生じる。

◆NO.145

- 取締役は、株主総会において株主から説明を求められた場合には、その事項が株主総会の目的である事項に関しないものであるこ

とを理由に、説明を拒否することはできない。【H18-10イ】

- × 取締役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならぬ（314条本文）。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令（施行規則 71条）で定める場合には、説明を拒絶できる（314条ただし書）。

318条（議事録）

◆NO.146

- 子会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、親会社の営業時間内は、いつでも、当該親会社の株主総会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。【H28Ⅱ-8工】
- × 子会社の社員・株主に、親会社の株主総会の議事録の閲覧等を認める規定はない（318条4項・5項参照）。

319条（株主総会の決議の省略）

◆NO.147

- 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされる。【H26Ⅱ-7ウ】
- 319条1項。

320条（株主総会への報告の省略）

◆NO.148

- 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなされる。【H21-9ウ】【H26Ⅱ-7工】
- 320条。

326条（株主総会以外の機関の設置）

◆NO.149

- 株式会社は、2人以上の取締役を置かなければならない。【H27Ⅰ-6ア】
- × 株式会社は、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない（326条1項）。

327条（取締役会等の設置義務等）

◆NO.150

- 監査役会設置会社、会計監査人設置会社、会計参与設置会社は、それぞれ、常に、取締役会設置会社である。【H20-7イ】【H25Ⅰ-8ア】【H25Ⅰ-8イ】【H25Ⅰ-8ウ】【H27Ⅰ-6イ】
- 取締役会を置かなければならない株式会社は、①公開会社、②監査役会設置会社、③監査等委員会設置会社、④指名委員会等設置会社（327条1項各号）。例外はない。よって、監査役会設置会社は常に取締役会設置会社であるが、会計監査人設置会社及び会計参与設置会社は取締役会設置会社とは限らない。

◆NO.151

- 公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社は、常に取締役会を置かなければならない。【H18-9ア】【H25Ⅰ-8工】【H25Ⅱ-7ウ】
- 327条1項。例外はない。

◆NO.152

- 監査等委員会設置会社でも指名委員会等設置会社でもない取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。【H18-9イ】【H21-8ア】【H22Ⅰ-8イ】【H22Ⅱ-8イ】【H25Ⅱ-7ア】
- 327条2項本文・ただし書。

◆NO.153

- 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、定款の定めにより、監査役および監査役会を置くことができる。【H21-8イ】【H18-9ウ】【H28Ⅰ-7イ】【H29Ⅰ-8ウ】
- × 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない（327条4項）。

◆NO.154

- 指名委員会等設置会社は、取締役会及び会計監査人を置かなければならない。【H20-14ア】【H22Ⅱ-8ウ】
- 327条1項4号・5項。

◆NO.155

- 公開会社でなく、かつ大会社でない監査等委員会設置会社は、会計監査人を置かなくてもよい。【H28Ⅰ-7ア】

× 監査等委員会設置会社は会計監査人を置かなければならない（327 条 5 項）。例外はない。

328 条（大会社における監査役会等の設置義務）

◆NO.156

□ 大会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除き、必ず監査役会を設置しなければならない。【H20-7ウ】【H22Ⅰ-8工】【H27Ⅰ-6ウ】

× 監査役会の設置義務を負うのは監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の公開大会社（328 条 1 項かつこ書）なので、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の大会社は、公開会社でない限り、監査役会の設置義務を負わない。

◆NO.157

□ 大会社は、常に会計監査人を置かなければならない。【H18-9工】【H27Ⅰ-6工】

○ 328 条。例外はない。

◆NO.158

□ 公開会社でない大会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、会計監査人を置かなければならない。【H25Ⅱ-7イ】

○ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の大会社は、公開会社であれば監査役会および会計監査人を、公開会社でなくても会計監査人を、置かなければならない（328 条 1 項・2 項）。

329 条（選任）

◆NO.159

□ 会計監査人を選任する株主総会の決議については、定款の定めにより、定足数の要件を排除することができる。【H27Ⅰ-11ア】

○ 役員及び会計監査人の選任は株主総会の普通決議事項であり（329 条 1 項）、役員の選任と違って会計監査人の選任には普通決議の特則（341 条）の適用はないので、定款に定めれば普通決議の定足数を排除することができる（309 条 1 項）。

331 条（取締役の資格等）

◆NO.160

□ 法人は、発起人になることはできるが、取締役になることはできない。【H20-11ア】【H18-11ア】

○ 発起人の資格を定める規定はないから、発起人は自然人に限られない。しかし、取締役は法人を欠格事由としている（331 条 1 項 1 号）から、自然人に限られる（法人は取締役に成れない）。

◆NO.161

□ 取締役会設置会社でない株式会社においては、取締役は株主でなければならない旨を定款で定めることができる。【H18-11工】【H19-11イ】【H25Ⅰ-12工】

○ 非取締役会設置会社は非公開会社である（327 条 1 項）。非公開会社は、取締役は株主でなければならない旨を定款で定めることができる（331 条 2 項ただし書）。公開会社においては、取締役の人材を株主に限らないで広く求めるべきだからである。

◆NO.162

□ 指名委員会等設置会社の取締役は、当該指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。【H18-11オ】【H24Ⅰ-12工】【H29Ⅰ-12ア】

○ 331 条 4 項。取締役が監督される側の執行役から指揮命令を受ける使用人を兼任しては、監督と執行の分離（415 条）と矛盾するからである。

◆NO.163

□ 大会社である取締役会設置会社においては、取締役は、3 人以上で、そのうち 1 人以上は、社外取締役でなければならない。【H22Ⅱ-8ア】

× 取締役会設置会社には 3 人以上の取締役が必要である（331 条 5 項）。しかし、大会社である取締役会設置会社であることから直ちに社外取締役の設置が義務づけられることはない。

332 条（取締役の任期）

◆NO.164

□ 公開会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の取締役の任期は、定款によって、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることができる。【H24Ⅰ-9ア】

○ 332 条 2 項。株主が頻繁に変動しない非公開会社では、取締役を信任する機会を頻繁に与える必要に乏しいから。

◆NO.165

□ 監査等委員である取締役の任期は、定款の定めにより法定の任期よりも短縮することができる。【H28Ⅱ-13イ】

× 監査等委員である取締役の法定任期（2 年）は短縮できない（332 条 4 項）。独立性が必要だから。

◆NO.166

□ 指名委員会等設置会社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。【H24Ⅰ-9イ】

× 選任後 1 年以内（332 条 6 項）。

333条（会計参与の資格等）

◆NO.167

- 会計参与は、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人でなければならない。【H19-12ア】【H22Ⅱ-10ア】
- × 会計参与は、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人でなければならない（333条1項）。

◆NO.168

- 株式会社の支配人は、当該株式会社の会計参与となることができない。【H22Ⅱ-10イ】
- 333条3項1号。会社の業務執行からの独立性が求められるから。

335条（監査役の資格等）

◆NO.169

- 株式会社の監査役は、当該株式会社の子会社の取締役も、当該株式会社の親会社の取締役も、兼ねることもできない。【H21-11イ】【H21-11ウ】【H24Ⅱ-11イ】【H25Ⅱ-9イ】【H28Ⅰ-10イ】
- × 監査役は、子会社の取締役を兼ねることができないが、親会社の取締役を兼ねることができる（335条2項）。

◆NO.170

- 監査役会設置会社においては、監査役は3人以上で、そのうち過半数は社外監査役でなければならない。【H22Ⅰ-8ウ】【H23Ⅰ-10ア】【H28Ⅰ-7ウ】
- × 監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない（335条3項）。監査の独立性を確保するため。

338条（会計監査人の任期）

◆NO.171

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。【H24Ⅰ-9エ】
- 338条1項。

◆NO.172

- 株式会社は、監査役的全員の同意により、会計監査人の法定の任期を伸張することができる。【H24Ⅱ-11エ】
- × 任期（1年。338条1項）の伸長または短縮を認める規定はないので、いずれもできない。

◆NO.173

- 指名委員会等設置会社における会計監査人は、その終結の時をもって当該会計監査人の任期が満了するものとされている定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる。【H27Ⅰ-8エ】
- 役員と違って会計監査人は、その再任の決議がなされなくても再任が擬制される（338条2項）。

339条（解任）

◆NO.174

- 株式会社は、正当な理由がなくても、株主総会の普通決議により、取締役を解任することができるが、正当な理由なくして解任された取締役は、当該解任によって生じた損害の賠償を株式会社に請求することができる。【H20-11ウ】【H20-13ウ】【H27Ⅱ-8ア】【H24Ⅱ-9イ】
- 339条1項・2項、341条2項。

◆NO.175

- 公開会社である監査役設置会社において、累積投票によって選任された取締役は、株主総会の特別決議によらなければ解任することができない。【H18-11ウ】【H23Ⅱ-12イ】【H25Ⅱ-9ア】
- 役員の解任は株主総会の普通決議事項（339条1項。ただし、普通決議の特則として341条、309条1項）であるが、累積投票によって選任された取締役（342条）の解任は、特別決議事項である（309条2項7号）。

◆NO.176

- 株式会社が、株主総会の決議により監査役を解任するには、特別決議によらなければならない。【H20-11イ】【H24Ⅱ-9エ】
- 309条2項7号。

340条（監査役等による会計監査人の解任）

◆NO.177

- 監査役会設置会社において、会計監査人が職務上の義務に違反した場合には、監査役の過半数の同意によって、その会計監査人を解任することができる。会計監査人としてふさわしくない非行があった会計監査人の解任も同様である。【H23Ⅱ-12エ】【H24Ⅱ-12ア】【H26Ⅰ-11ア】【H26Ⅰ-11イ】
- × 会計監査人が、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき、のいずれかに該当するときは、（株主総会ではなく）監査役が（2人以上ある場合には監査役の全員の同意による。）、監査役会設置会社においては監査役会が監査役の全員の同意を、監査等委員会設置会社においては監査等委員会が監査等委員の全員の同意を、指名委員会等設置会においては監査委員会が監査委員の全員の同意

を得て解任できる（340条1項・2項・4項～6項）。解任を慎重に行わせるため、決議や多数決ではなく全員の同意が必要。

341条（役員を選任及び解任の株主総会の決議）

◆NO.178

- 公開会社である監査役設置会社が、会計参与設置会社である場合には、会計参与は、株主総会の特別決議によらなければ解任することができない。【H23Ⅱ-12ウ】【H27Ⅱ-9イ】
- × 会計参与は株主総会の普通決議の特則で選任・解任する（341条、329条1項、339条1項）。

◆NO.179

- 会計監査人を選任する株主総会の決議の定足数は、定款の定めによって、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満に引き下げることができない。【H20-9イ】【H25Ⅱ-9エ】【H27Ⅰ-11イ】
- × 会計監査人は「役員」ではないので、株主総会における「役員」の選任・解任の普通決議の特則を定める341条は適用されない。よって、会計監査人を選任する株主総会の決議の定足数は原則どおり軽減・排除できる（309条1項）。

343条（監査役を選任に関する監査役の同意等）

◆NO.180

- 監査役が2人ある監査役設置会社においては、当該2人の監査役の同意を得なければ、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することができない。【H24Ⅱ-9ア】
- 343条1項。

◆NO.181

- 監査役会設置会社において、取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するときは、監査役会の同意を得なければならない。【H23Ⅱ-10イ】
- 343条3項。

344条（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定等）

◆NO.182

- 監査役会設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監査役会が決定する。【H26Ⅰ-11ウ】
- 344条1項・3項。

348条（業務の執行）

◆NO.183

- 取締役会設置会社以外の株式会社において取締役が2人以上ある場合には、取締役は、支配人の選任の決定を各取締役に委任することはできない。【H21-2ア】
- 取締役会設置会社以外の株式会社において取締役が2人以上ある場合には、取締役は、支配人の選任及び解任の決定を各取締役に委任することはできない（348条3項1号）。

◆NO.184

- 取締役会設置会社でない大会社において、取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって、株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を決定しなければならない。【H25Ⅰ-11ア】
- 348条3項4号・4項・2項。

349条（株式会社の代表）

◆NO.185

- 非取締役会設置会社において、代表取締役その他非取締役会設置会社を代表する取締役を定めた場合には、それ以外の取締役は当該非取締役会設置会社を代表する権限を有しない。【H26Ⅱ-8イ】
- 代表取締役その他非取締役会設置会社を代表する取締役を定める（349条1項ただし書）ということは、それ以外の取締役の代表権（同本文）を剝奪することを意味する。

◆NO.186

- 取締役会設置会社以外の株式会社において、取締役が2人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表するのが原則であるが、定款の定めに基づき取締役の互選によって代表取締役を定めることができる。【H19-11ウ】【H21-10ア】
- 349条1項本文・2項・3項。

◆NO.187

- 株式会社は、定款により代表取締役の代表権に制限を加えた場合には、そのような制限を知らない第三者には、当該制限を對抗することはできない。【H25Ⅰ-9ア】【H26Ⅱ-8ウ】
- 代表取締役の代表権に加えた定款等による内部的な制限は善意の第三者に対抗することができない（349条5項）。なお、この規定は当該制限自体は有効であることを前提としている。

356条（競業及び利益相反取引の制限）

◆NO.188

- 取締役会設置会社でない株式会社において、取締役が、自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。【H24 I-10 ア】
 - 356条1項1号。

◆NO.189

- 取締役会設置会社において取締役が行う競業取引は、取締役会の承認がなければ無効である。【H18-12 ア】
 - × 取締役会の承認（356条1項1号、365条1項）のない取締役の競業取引の効力については明文規定がないが、常に有効。会社内部の規制に違反したからといって取引を無効としてしまうと、取締役と取引をした相手方の取引の安全を害するから。

◆NO.190

- 甲会社（指名委員会等設置会社ではない取締役会設置会社であるものとする。）の代表権のない取締役Aが、第三者のために甲会社と取引をする場合、A以外の者が甲会社を代表して当該取引をするときには、当該取引については甲会社の取締役会による承認が必要である。【H28 II-12 イ】
 - 356条1項2号は、「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」としており、直接取引をしようとしているため**会社の承認を受けなければならない取締役を代表取締役に限定しておらず**、代表権のない取締役にも適用されるので、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の承認が必要である（356条1項2号、365条1項）。代表権のない取締役が自己または第三者のために会社と取引をする場合であっても、当該会社の代表取締役と結託すれば、当該会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図る危険があるからである。

◆NO.191

- 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めている株式会社がその監査役の債務を保証する契約を第三者との間で締結する場合、当該監査役は、株主総会において当該契約について重要な事実を開示し、株主総会の承認を受けなければならない。【H26 II-10 ア】【H29 I-13 イ】
 - × 利益相反取引規制が及ぶのは、**取締役と執行役だけ**（356条1項2号・3号、419条2項）。

◆NO.192

- 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社に対し取締役が無利息、無担保で金銭を貸し付ける行為は、取締役会による承認を必要としない。【H28 II-12 ウ】
 - 最判昭 38.12.6。このような貸付は会社の財産が危険にさらされる典型的危険がないため「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」（356条1項2号）に該当しないと解釈されている。

◆NO.193

- 甲が、取締役会設置会社であるA会社の代表権のない取締役と取締役会設置会社であるB会社の代表取締役を兼任している場合に、甲がB会社を代表してA会社と取引するときは、B会社の取締役会の承認が必要であるが、A会社の取締役会の承認は必要ない。【H18-12 ウ】
 - × 甲が、取締役会設置会社であるA会社の代表権のない取締役と取締役会設置会社であるB会社の代表取締役を兼任している場合に、甲がB会社を代表してA会社と取引するときは、「取締役甲が第三者Bのために株式会社Aと取引をしようとするとき」に該当するので、甲は、**A会社の取締役会の承認は必要だが、B会社の取締役会の承認は不要**（356条1項2号、365条1項）。

◆NO.194

- 最高裁判所の判例によれば、取締役を債務者とし、取締役会設置会社を債権者とする金銭消費貸借契約が取締役会の承認を受けていない場合、当該取締役は当該取引が無効であることを当該取締役会設置会社に対して主張することができる。【H18-12 イ】【H28 II-12 エ】
 - × 取締役会設置会社が取締役に金銭を貸し付ける契約は「取締役が・・・株式会社と取引をしようとするとき」であるから、取締役会の承認（356条1項1号、365条1項）が必要となるが、その金銭消費貸借契約が会社の承認を受けていない場合、取引の安全を図る必要はなくむしろ会社の利益を保護しなければならないから、その契約は無効である（最判昭 46.10.13）。そして、その無効は会社を保護するためのものであるから、**無効は会社だけが主張できるのであって**取締役は主張できない（最判昭 48.12.11）。

357条（取締役の報告義務）

◆NO.195

- 取締役会設置会社ではなく監査役設置会社でもない株式会社の取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主に報告しなければならない。【H23 I-12 ア】【H23 I-12 イ】【H25 II-10 ア】
 - 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を**株主**（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない（357条1項）。

◆NO.196

- 監査役設置会社の取締役は、当該監査役設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならない。【H19-13 イ】【H22 I-13 ア】【H23 I-12 ウ】
 - 357条2項。自らは業務執行に関与しない監査役の監査を容易にするため。

360条（株主による取締役の行為の差止め）

◆NO.197

- 監査役会設置会社である公開会社でない株式会社において、取締役の違法行為の差止めを請求する株主は、定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6箇月前から引き続き有していなければならない。【H20-12ア】【H20-12イ】
- × 単独株主権（360条1項）。継続保有要件は非公開会社では不要（同条2項）。

361条（取締役の報酬等）

◆NO.198

- 取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）の取締役に対して退職慰労金を支給するには、定款の定めも株主総会の決議も要しない。【H20-13ア】
- × 退職慰労金も在職中の職務の執行の対価（361条）といえる（最判昭和39・12・11）。

◆NO.199

- 取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）の株主総会は、その決議により取締役報酬の総額を定めれば足り、各取締役に對する配分の決定を取締役会の決議に委ねてもよい。【H20-13イ】
- 361条により定款で定めていないときは株主総会の決議で定めなければならないが、株主総会は取締役の報酬の総額を定めれば足り、各取締役に對する配分の決定は取締役会の決議に委ねてもよい（最判昭和60・3・26）。プライバシーの保護のためには総額の決定にとどめる必要があり、総額さえ株主総会で決定すればお手持りの弊害は防止できるから。

362条（取締役会の権限等）

◆NO.200

- 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社を除く。）において、取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任の決定を代表取締役に委任することができる。【H25 I-9ウ】
- × 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任の決定は、取締役会の専決事項（362条4項3号）。

363条（取締役会設置会社の取締役の権限）

◆NO.201

- 取締役会設置会社において、取締役会は、3箇月に1回以上開催されなければならない。【H24 II-10イ】【H27 I-9ア】
- 代表取締役及び選定業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する義務を負う（定期報告。363条2項、417条4項）。この定期報告については省略が許されない（372条2項・3項）。したがって、取締役会は、少なくとも3箇月に1回以上は実際に開催されなければならないことになる。

365条（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）

◆NO.202

- 監査役会設置会社において、取締役は、第三者のために会社と取引をしようとするときは、監査役会の承認を受けなければならない。【H19-13ウ】
- × 取締役会の承認を受けなければならない（365条1項2号、365条1項）。

366条（招集権者）

◆NO.203

- 株式会社は、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めることができる。【H26 I-8ア】
- 366条1項。

367条（株主による招集の請求）

◆NO.204

- 取締役会を設置している監査役設置会社（特別取締役による議決の定めはないものとする。）の株主は、取締役が監査役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。【H23 II-9ア】
- × 株主が取締役会の招集を請求することができるのは、業務監査権限を有する監査機関が設置される株式会社（監査役設置会社、監査等指名委員会等設置会社及び指名委員会等設置会社）以外の取締役会設置会社（367条1項）。

368条（招集手続）

◆NO.205

- 取締役会を設置している監査役設置会社（特別取締役による議決の定めはないものとする。）が、会計監査人設置会社である場合には、取締役会の招集通知は、会計監査人にも発ししなければならない。【H23 II-9エ】
- × 会計監査人には取締役会の出席の権限や義務はないので、会計監査人に招集通知を発する必要はない（368条1項参照）。

◆NO.206

- 取締役会を設置している監査役設置会社（特別取締役による議決の定めはないものとする。）において、取締役会の招集通知は、定款又は取締役会で定めた場合を除き、書面又は電磁的方法によらずに、口頭ですることができるし、議題を特定する必要もない。【H18-14工】【H23Ⅱ-9イ】【H28Ⅰ-9工】
- 取締役会の招集通知の方法には特に制約がない（368条1項参照）ので、口頭でできる。招集通知は議題をその内容としなければならない旨の規定はないので、議題を特定する必要はない。

◆NO.207

- 取締役会を設置している監査役設置会社（特別取締役による議決の定めはないものとする。）が、会計参与設置会社でない場合には、取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができるが、そのためにはあらかじめ定款でその旨を定めておく必要がある。【H23Ⅱ-9ウ】【H26Ⅰ-8イ】【H26Ⅱ-9ア】
- 368条2項（定款の定めは要件とされていない）。

369条（取締役会の決議）

◆NO.208

- 取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。【H28Ⅰ-9ウ】
- 369条2項。

◆NO.209

- 取締役会の決議に参加した取締役であって、その議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。【H26Ⅰ-8ウ】
- 369条5項。

370条（取締役会の決議の省略）

◆NO.210

- 取締役会の決議を省略するには、定款の定めが必要である。【H18-14才】【H26Ⅱ-9ウ】
- 370条。

371条（議事録等）

◆NO.211

- 監査役設置会社の株主は、取締役会議事録の閲覧を請求することができない。【H18-14イ】
- × 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の株主は、裁判所の許可を得れば、取締役会議事録の閲覧を請求することができる（371条3項）。

372条（取締役会への報告の省略）

◆NO.212

- 監査役が取締役会に報告すべき事項の報告を省略するには、定款の定めが必要である。【H26Ⅱ-9工】
- × 定款に定めておく必要はない（372条1項）。

373条（特別取締役による取締役会の決議）

◆NO.213

- 指名委員会等設置会社においては、取締役会は、特別取締役による取締役会の決議による旨を定めることができない。【H22Ⅱ-9ア】【H29Ⅰ-11イ】
- 327条1項4号、373条1項柱書第1かつこ書。

◆NO.214

- 特別取締役による取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、支店その他の重要な組織の設置を決議することができるし、その決議により代表取締役を解職することができる。【H22Ⅱ-9イ】【H27Ⅰ-9イ】【H29Ⅰ-11工】
- × 特別取締役による取締役会の決議事項は、重要な財産の処分及び譲受けと多額の借財だけ（373条1項）。

◆NO.215

- 監査役設置会社が特別取締役による取締役会決議を行うには、当該会社が取締役会設置会社であって、取締役の数が6人以上であり、かつ、取締役のうち1人以上が社外取締役であることを要する。【H22Ⅱ-9ウ】【H27Ⅱ-8ウ】【H29Ⅰ-11ア】
- 373条1項1号・2号。

374条（会計参与の権限）

◆NO.216

- 会計参与は、取締役の職務の執行を監査し、会計参与報告を作成しなければならない。【H19-12才】
- × 会計参与は、取締役と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を作成し、会計参与報告を作成しなければならない（375条1項）。しかし、取締役の職務の執行を監査する義務はない。

382条（取締役への報告義務）